

木の教育環境整備事業

我が国の伝統的な建築材料である木材を活用した温かみと潤いのある教育環境の中で、たくましく心豊かな児童生徒を育成するため、木の教育環境の整備充実に積極的に取り組む必要がある。

「木の研修交流施設整備事業」の補助時限を延長するとともに、既存建物の内装の木質化を促進するため、事業内容を整理合理化し、「木の教育環境整備事業」へ再編。



木がもたらす心のやすらぎ

- 木のもつあたたかさによる癒し効果
- 心を落ち着かせ、気持ちよい学校生活

木がもたらす文化理解

- 豊かな森林の伝統、木と生活をともにする文化を実感
- 地域の木材を利用することで生まれる校舎への愛着

木がもたらす健康

- 足下があたたかく、身体がひえぬ
- 室内空気を汚染する物質の発生がない、又は少ない



改正事項

補助時限を平成15年度から平成19年度まで5年間延長
既存建物の教室・廊下等を改造する事業を補助対象に追加。